



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目 3 番 25 号  
会 社 名 A G S 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 進  
(コード番号：3648 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 企 画 部 長 及 川 和 裕  
(TEL. 048-825-6079)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 20 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 会社法第 427 号の改正により責任限定を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い変更するものであります。
- (2) 業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第 29 条第 2 項および第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行	変 更 後
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

#### 3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 18 日  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 18 日

以上